

社団法人 都市環境エネルギー協会会費規則

(目的)

1. この規則は、社団法人都市環境エネルギー協会定款第7条に基づき本会の入会金及び会費について定めることを目的とする。

(正会員)

2. 第1種正会員入会金は申込口数による入会金とし、1口1,000,000円とする。
3. 第1種正会員会費は、次のとおりとする。
 - (1) 理事会社は、年間360,000円とする。
 - (2) 一般会員会社は、年間240,000円とする。
4. 第2種正会員入会金は、10,000円とする。
5. 第2種正会員会費は、年間12,000円とする。

(賛助会員)

6. 賛助会員会費は申込口数による会費とし、年間1口当たり120,000円で1口以上とする。

(入会金及び会費納入と特別措置)

7. 入会金は、本会の指定する期日までに納入するものとする。ただし、第1種正会員の入会金は、2年度にわたり半額ずつを分割して納入することができる。
8. 会費は、4月から翌年3月までの1年分を本会の指定する期日までに納入するものとする。
9. 途中入会者の会費は、入会の月から翌年3月までの会費を月割りとし、本会の指定する期日までに納入するものとする。
10. 退会する場合の既納の入会金及び年会費は、社団法人都市環境エネルギー協会定款第11条に基づき、返還しないものとする。

付則(平成10年5月25日)

1. この改定規則は、平成10年5月25日から施行し、平成10年度分会費から適用する。